

公 聴 会 記 録

1.趣 旨

令和2年に都市計画決定した福島駅東口地区第一種市街地再開発事業の計画見直しに伴う以下の変更案件について、住民の意見を反映し、市決定の都市計画の案としてまとめるため、都市計画法及び都市計画公聴会規則に基づいて公聴会を開催した。

2. 都市計画案件の概要

① 県北都市計画 高度利用地区の変更(素案)

市街地再開発事業の事業計画の変更に伴い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区を変更する。

主な変更点

- ・壁面位置の制限の変更(右図参照)
- ・容積率の最高限度の変更(右図参照)



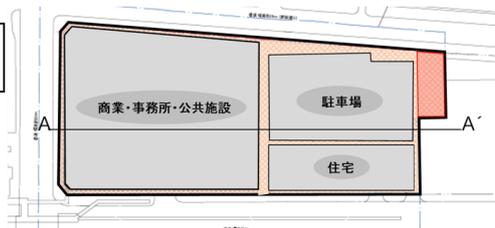
② 県北都市計画 第一種市街地再開発事業の変更(素案)

昨今の経済情勢の変化を受け、大規模な民間投資を呼び込む魅力が乏しくなっているなかで、まちに開かれまちに融合する福島ならではの個性的な拠点を実現するため、建築物の整備等について、変更する。

主な変更点

- ・建築面積の変更
約11,000㎡⇒約10,800㎡
- ・延べ面積の変更
約83,300㎡⇒約58,200㎡
- ・容積率の変更
約620%⇒約430%
- ・主要用途の変更
宿泊の削除
- ・建築敷地面積の変更
約13,400㎡⇒約13,600㎡

施設配置
イメージ
(参考図)



断面構成
イメージ
(参考図)



凡 例	
	追加する建築敷地
	建築敷地

3. 公聴会の期日及び場所

開催日 令和7年10月3日(金)午後2時 00 分から

場 所 福島市役所複合棟 313会議室

公述人 0名

傍聴人 一般傍聴0名 報道0名

4.案の公告・縦覧

公告日 令和7年9月11日(木)

縦覧期間 令和7年9月11日(木)から令和7年9月25日(木)までの

平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

縦覧場所 福島市都市政策部都市計画課(市役所本庁舎東棟 6 階)

申出期間 令和7年9月11日(木)から令和7年9月26日(金)までの

平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

5.公述の申し出

なし

6.その他公聴会の経過に関する事項

福島県との協議を経て、福島市都市計画審議会に諮り、都市計画法の手続きを進めていく。